

## 平成30年度「飯山市輝く地域づくり支援金」制度概要

### 1 趣旨

地域住民がともに喜び合い、豊かさを実感でき、活力あふれ輝く地域づくりを進めるため、集落（区）等又は公共的団体が地域住民とともに、自ら考え、自ら行う地域の活力を生み出す事業に対し、支援金を交付する。

### 2 交付対象者

次のいずれかに該当する者とする。ただし、当該支援金を一度受けた者を除く。

- (1) 集落（区）又は地区区長会
- (2) 公共的団体等（市内に事務所等を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

### 3 交付対象事業

次のいずれかに該当する事業とする。ただし、飯山市悠久のふるさとづくり支援金の交付を受けた団体が行った事業と同一の内容の事業を行う場合は、対象としない。

- (1) 地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業
- (2) 地域が支援する移住定住に資する事業

### 4 交付対象外事業

- (1) 市が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国又は県（「地域発 元気づくり支援金」を除く）の補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

### 5 交付対象経費

支援金の交付の対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費及び特定財源の額を控除したものとする。

- (1) 団体又は施設の運営費や人件費
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 調査研究及び計画作成に係る委託費
- (4) 食糧費

## 6 交付金の交付額等

重点テーマ <small>(注1)</small>	交付額 <small>(注2)</small>	交付限度額
該 当	交付対象経費の 8 割以内	100 万円
非該当	交付対象経費の 7 割以内	50 万円

(注 1) 平成 30 年度重点テーマ

次の(1)～(4)までのいずれかに該当する事業であって飯山市総合戦略の推進に資すると認められるもの

- (1) 若者や女性の視点・発想を生かした地域の魅力づくりと活性化に資する事業
- (2) 地域で支える安全・安心な子育て環境の向上に資する事業
- (3) 地区(集落)間連携により、広く地域住民等を巻き込み実施する事業
- (4) その他、モデル的で他の地区(集落)や公共的団体等に先駆けて取り組む事業

(注 2) 千円未満は切捨て

## 7 選定方法

選定委員会による審査を経て採択及び重点テーマ該当の適否を決定する。

## 8 選定基準

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業であること。
- (2) 公益性の高い事業であること。
- (3) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。
- (4) 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
- (5) 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熱度、事業効果等)
- (6) 集落等が実施する事業にあっては、地域住民の参画を得て実施する事業であって、自ら考え、自ら行う活動を促すものであること。
- (7) 公共的団体が実施する事業にあっては、事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること。
- (8) 事業の継続性及び発展性が認められること。(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)
- (9) その他市長が必要と認める基準を満たしていること。